

平成27年1月13日

各位 殿

独立行政法人  
国立循環器病研究センター  
知的資産部

### 独立行政法人化後の企業等からの外部研究資金受入制度について

平素より研究事業実施にご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

国立循環器病研究センターでは、「民間企業・大学などとの連携・交流」を推進し、互いに持ちうる知識や技術を交換し合うことで、新たな事業分野の開拓、医療技術の向上、研究活動の活性化などを図り、国立循環器病研究センター中期計画に掲げる研究開発を行い、研究成果を社会に還元することを目指しております。

さて、平成22年度の独立行政法人化に伴い、企業等からの外部研究資金の受入制度が刷新され、外部資金の受入制度として存在していた受託研究に加え、新たに共同研究契約による研究資金の受入が可能となりました。

また、新たに循環器病の新たな診断・治療に係る基礎的研究あるいは開発研究に係る振興を目的としたご寄付による支援も承っております。

下記のとおり、各制度について概説致しますので、各位におかれましては、ご参照の上、ご不明な点等ございましたら、下記照会先までご連絡頂ければ幸いです。

\*＜受託研究＞・＜共同研究＞・＜寄付金＞のいずれかによって成果・知的財産の取扱いが異なってくる為、ご留意頂くようお願い致します。

\*なお、薬事法に基づく治験・使用成績調査等（治験等）及び関連研究（治験等に係るメディカルアドバイザー業務・治験調整医師業務）、臨床研究の受託にあたっては治験審査委員会の審議を経る為、治験推進室が窓口となりますので、ご注意下さい。

#### ＜受託研究＞

- ・センター以外の者から委託を受けて行う研究です。（受託研究取扱規程1条）
- ・データ収集、データ解析、動物実験の他、特定テーマに沿った研究一式をセンターの責任の下で行い、成果を依頼者に対価として引き渡すものです。
- ・成果そのものは依頼者のものとなるが、当該研究に随伴してセンター職員が成した関連発明はセンター職務発明規程に基づき処理されます。
- ・管理費は直接経費の30%とします。

#### ＜共同研究＞

- ・センター以外の者と技術知識を交換し、かつ研究費を分担し又は研究費の提供を受けることによって共同して行う研究です（共同研究取扱規程1条）。
- ・共同研究者と互いの研究分担範囲を定め、研究計画に基づきセンター及び共同研究者の互いの責任の下、成果を作り上げます。
- ・原則として成果・知的財産は双方協議の上、原則として共有とします。
- ・管理費は直接経費の10%とします。

<寄付金（研究を目的とした寄付）>

- ・高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律に規定する業務に関する寄付であり、目的を指定したものである場合、当該目的の範囲内で寄付金を承っております（寄付受入規程）。
- ・寄付によって得られた成果や知的財産はセンター所有となり、優先的に寄付者に譲渡もしくは実施許諾を行うことはできません。ただし、寄付の目的となった研究結果については寄付者に報告を行うものとします。
- ・管理費は寄付金総額の10%を上限とします。

<受託研究>・<共同研究>・<寄付金>に係る外部研究資金の管理について

- ・センターの収入として受け入れ、センター会計規程の定めるところにより適切に管理を行っていくこととします。

具体的な受入までに必要な手続き他詳細事項等につきましては、下記までお問い合わせいただくようお願い致します。

お問合せ先：独立行政法人国立循環器病研究センター

研究開発基盤センター知的資産部

Tel: 06-6833-5012（代表）

Fax: 06-6872-7485（直通FAX）

Mail: iam.rd@mail.ncvc.go.jp